

# 高齢者ドライバーの皆様へ

川辺町では、平成31年度から高齢者の運転による交通事故防止策として高齢運転者を対象とした補助制度を創設しました。  
新車購入時は先進安全自動車の購入をご検討ください！！

【補助対象者】 次の要件をすべて満たす個人の方です。

- ①新規登録日に町内に住民登録のある満65歳以上の方
- ②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入した方
- ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している方  
※車検証に記載される、所有者及び使用者が一致している必要があります。（ローン契約を除く。）
- ④町税等を滞納していない方
- ⑤他の機関又は制度において、同種の補助を受けていない方又は受ける予定のない方

【補助対象自動車】 次の要件をすべて満たす自家用車です。

- ①車両本体価格(消費税抜き)300万円以下の車
- ②平成31年4月1日以降に新車登録された車  
※リースや中古車、未使用者は対象外です。
- ③衝突被害軽減ブレーキが搭載された車  
※補助金の交付は、1人1台（回）限りです。



【被害衝突軽減ブレーキとは?】

レーダー等で前方障害物を検知し、障害物に衝突する恐れがある場合に、運転者へ回避操作を行うよう警報が作動し、障害物との衝突が避けられないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するために自動的にブレーキ制御を行う装置。

**補助額 3万円**

【申請方法】 川辺町役場総務課窓口へ申請書類を提出。

新規登録日から2カ月以内に申請書類を提出してください。  
年度をまたいだ申請はできません。

【申請に必要書類】 申請時に必要な書類は、次の①～⑥です。

- ①高齢者先進安全自動車購入費補助金交付申請書（指定様式）
- ②自動車検査証の写し
- ③先進安全自動車販売証明書（指定様式・自動車販売店が作成）
- ④売買契約書又は注文書の写し
- ⑤自動車運転免許証の写し
- ⑥高齢者先進安全自動車購入費補助金請求書（指定様式）

【お問い合わせ】 川辺町役場総務課 0574-53-2511